



発行
東京都

目次

79

告示(選)

○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における東京都各選挙区の選挙運動に関する支出制限額……………一

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における東京都各選挙区の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和三年十月十九日

東京都選挙管理委員会

選挙区名

支出制限額

東京都第1区	26,052,800円
東京都第2区	26,064,900円
東京都第3区	26,169,300円
東京都第4区	26,235,900円
東京都第5区	26,081,700円
東京都第6区	26,126,100円
東京都第7区	26,015,100円
東京都第8区	26,265,100円
東京都第9区	26,302,600円
東京都第10区	26,316,800円
東京都第11区	26,067,300円
東京都第12区	26,068,000円
東京都第13区	26,330,500円
東京都第14区	26,114,100円
東京都第15区	25,480,400円
東京都第16区	26,100,700円
東京都第17区	26,252,400円
東京都第18区	25,789,300円
東京都第19区	25,699,900円
東京都第20区	25,388,500円
東京都第21区	25,692,900円
東京都第22区	26,298,400円
東京都第23区	25,996,400円
東京都第24区	26,062,400円
東京都第25区	25,313,900円

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

